

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【公開番号】特開2010-70232(P2010-70232A)

【公開日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-013

【出願番号】特願2008-241019(P2008-241019)

【国際特許分類】

*B 6 5 D 81/07 (2006.01)*

【F I】

B 6 5 D 81/10 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月24日(2011.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被梱包物を梱包する梱包部材において、媒体を収納する媒体収納部と、

前記媒体収納部の長手方向に沿って前記媒体収納部へ向かう媒体は通過させて、前記媒体収納部から逆流する媒体は規制する逆止弁と、

前記長手方向と交差する方向において、前記逆止弁を前記媒体収納部に前記媒体収納部の幅よりも狭い幅で溶着することで形成される、前記媒体が通過する流路であつて、前記長手方向に延びる基準流路部と、前記基準流路部よりも広い幅を有する拡張流路部と、を備える流路と、

を有することを特徴とする梱包部材。

【請求項2】

更に、前記梱包部材は、

前記媒体収納部に媒体を導入する方向において前記流路の下流側に設けられた、前記逆止弁を前記媒体収納部に溶着することで形成される、前記基準流路部よりも広い幅を有する規制部であつて、前記流路を通過した媒体を前記媒体収納部の長手方向と交差する方向へ向きを変える規制部を有することを特徴とする請求項1に記載の梱包部材。

【請求項3】

前記逆止弁は2枚の可撓性シートから構成されて前記媒体収納部に溶着され、前記2枚の可撓性シートの間に前記媒体が通過可能であることを特徴とする請求項1または2に記載の梱包部材。

【請求項4】

前記逆止弁は1枚の可撓性シートから構成されて前記媒体収納部に溶着され、前記可撓性シートと前記媒体収納部の間に前記媒体が通過可能であることを特徴とする請求項1または2に記載の梱包部材。

【請求項5】

前記流路には、前記拡張流路部が前記長手方向と交差する方向に複数個並んで設けられていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の梱包部材。

【請求項6】

前記流路には、前記拡張流路部が前記長手方向に複数個並んで設けられていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の梱包部材。

**【請求項 7】**

前記梱包部材には、前記流路が前記長手方向と交差する方向に複数並んで設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の梱包部材。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

上記目的を達成する為の本発明に係る梱包部材は、被梱包物を梱包する梱包部材において、媒体を収納する媒体収納部と、前記媒体収納部の長手方向に沿って前記媒体収納部へ向かう媒体は通過させて、前記媒体収納部から逆流する媒体は規制する逆止弁と、前記長手方向と交差する方向において、前記逆止弁を前記媒体収納部に前記媒体収納部の幅よりも狭い幅で溶着することで形成される、前記媒体が通過する流路であって、前記長手方向に延びる基準流路部と、前記基準流路部よりも広い幅を有する拡張流路部と、を備える流路と、を有することを特徴とする。